

特別養護老人ホーム楽生苑 利用料金表 〈個室〉

〈介護福祉施設サービス費・居住費・食費〉

平成30年 8月 1日現在

介護認定	所得区分	居住費	食費	介護保険 基本料金	1割負担		2割負担		3割負担	
					日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり
要介護1	1段階	320	300	557	1,177	35,310	1,734	52,020	2,291	68,730
	2段階	420	390		1,367	41,010	1,924	57,720	2,481	74,430
	3段階	820	650		2,027	60,810	2,584	77,520	3,141	94,230
	上記以外の方	2,000	1,420		3,977	119,310	4,534	136,020	5,091	152,730
要介護2	1段階	320	300	625	1,245	37,350	1,870	56,100	2,495	74,850
	2段階	420	390		1,435	43,050	2,060	61,800	2,685	80,550
	3段階	820	650		2,095	62,850	2,720	81,600	3,345	100,350
	上記以外の方	2,000	1,420		4,045	121,350	4,670	140,100	5,295	158,850
要介護3	1段階	320	300	695	1,315	39,450	2,010	60,300	2,705	81,150
	2段階	420	390		1,505	45,150	2,200	66,000	2,895	86,850
	3段階	820	650		2,165	64,950	2,860	85,800	3,555	106,650
	上記以外の方	2,000	1,420		4,115	123,450	4,810	144,300	5,505	165,150
要介護4	1段階	320	300	763	1,383	41,490	2,146	64,380	2,909	87,270
	2段階	420	390		1,573	47,190	2,336	70,080	3,099	92,970
	3段階	820	650		2,233	66,990	2,996	89,880	3,759	112,770
	上記以外の方	2,000	1,420		4,183	125,490	4,946	148,380	5,709	171,270
要介護5	1段階	320	300	829	1,449	43,470	2,278	68,340	3,107	93,210
	2段階	420	390		1,639	49,170	2,468	74,040	3,297	98,910
	3段階	820	650		2,299	68,970	3,128	93,840	3,957	118,710
	上記以外の方	2,000	1,420		4,249	127,470	5,078	152,340	5,907	177,210

※上記(1ヶ月あたり)は30日で計算した場合の金額です。

単位(円)

各種加算項目	1割	2割	3割	加算要件
日常生活支援加算(Ⅰ)	36	72	108	入所者の重度化対応の算定要件を満たした場合
栄養ケアマネジメント加算	14	28	42	栄養ケア計画に基づいて栄養管理を実施した場合
個別機能訓練加算	12	24	36	個別に機能訓練を実施した場合
看護体制加算(Ⅰ)口	4	8	12	常勤(週40時間勤務)の看護師を配置
看護体制加算(Ⅱ)口	8	16	24	看護職員数が基準以上で24時間の連絡体制を整えている
配置医師緊急時対応加算	650	1300	1950	配置医師が早朝・夜間に施設を訪問して診療を行った場合
	1300	2600	3900	配置医師が深夜に施設を訪問して診療を行った場合
夜勤職員配置体制加算(Ⅲ)口	16	32	48	看護職員又はたんの吸引ができる介護職員を配置した場合
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症利用者を受け入れた場合
経口維持加算(Ⅰ)	400	800	1200	摂食障害や誤嚥を有する入所者が対象(月額)
療養食加算	6	12	18	療養食を提供した場合(1食あたり)
看取り介護加算(Ⅱ)	144	288	432	死亡日以前4日以上30日以下について1日につき算定
看取り介護加算(Ⅱ)	780	1560	2340	死亡日の前日及び前々日の2日間のみ算定
看取り介護加算(Ⅱ)	1580	3160	4740	死亡日について算定
褥瘡マネジメント加算	10	20	30	褥瘡発生予防のために計画的管理を行った場合(3ヶ月に1回)
排泄支援加算	100	200	300	排泄に関して計画的に支援した場合(支援開始から6ヶ月以内)
低栄養リスク改善加算	300	600	900	低栄養状態改善のため栄養管理を行った場合
再入所時栄養連携加算	400	800	1200	医療機関の管理栄養士と連携して栄養管理を行った場合
外泊時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)
初期加算	30	60	90	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も同様)
退所前訪問相談援助加算	460	920	1380	退所前に退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460	920	1380	退所後30日以内に入所者を訪問して相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400	800	1200	退所後の生活、住環境に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	500	1000	1500	退所後の居宅におけるサービス利用上必要な調整を行った場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位数総合計の8.3%			

※各種加算には入所者全員を対象に算定する加算と該当する入所者のみに算定する個別の加算があります

単位(円)